東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年4月10日(火)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年4月10日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 III:
 該当なし

その	他:	3 件		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉隔離時冷却系蒸気ライン差圧検出器(配管破断検出用)において、差圧指示スイッチ(4台中2台) の値にバラツキが認められるため、当該計器について点検し、機能確認実施。	GⅢ	
2	その他	保安規定(第10章保安教育の実施方針)で定める保安教育受講対象者と、保安教育マニュアルによる保安教育受講対象者に不整合(同マニュアルでは、アクシデントマネジメント教育対象者として支援組織要員の事務系本部要員が対象外となっていた)が認められたため、当該マニュアルの見直し改訂実施。	GΙ	
3	その他	保安教育マニュアルで定める「アクシデントマネジメント教育(基礎編)」の受講対象者となる緊急時対策組織要員の復旧班要員において、復旧班自衛消防組織要員2名(事務系職員)が平成20年度の当該教育未受講であることが認められたため、対応検討。	GΙ	H24.5.16再審議 にてグレード変更 「GⅢ→GⅡ」